「旅券法施行規則（省令）の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

令和６年１２月２日
外務省領事局旅券課

令和６年７月１７日（水）から８月２１日（水）まで、「旅券法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集を行ったところ、２件の御意見が寄せられました。

寄せられた御意見を整理又は要約した上で、御意見に対する考え方を別紙のとおり公表します。

御協力いただきありがとうございました。

別　紙

１ 意見募集期間

令和６年７月１７日（水）～８月２１日（水）

２ 意見数

２件

３ 御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	御　意　見	御意見に対する考え方
１	戸籍等の書類は非常に重要な個人情報ですので、デジタル化するならブロックチェーンが必要かと思います。	戸籍連携に関しては、法務省が構築する戸籍情報連携システムから戸籍電子証明書の提供を受けるものであり、政府独自のシステムを介していることから、ブロックチェーン化の必要はないと考えております。他方、個人情報の取扱いに関しては、引き続き適切な措置を講じていきます。

※今回の改正に賛成いただきました御意見については掲載しておりませんが、今後の施策の推進に当たり、参考にさせていただきます。